

省エネ改修工事を行った住宅に対する減額措置

地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO₂排出量の削減を図るため、賃貸住宅を除く住宅(平成20年1月1日以前から所在する)のうち、一定の省エネ改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置があります。
※ただし、併用住宅の場合は、居住部分の面積割合が1/2以上であること

減額される範囲と額

- ①床面積が120㎡以下の場合
…減額対象に相当する固定資産税の1/3が減額されます。
- ②床面積が120㎡以上の場合
…120㎡に相当する部分の固定資産税の1/3が減額されます。
※なお、120㎡を超える部分は減額されません。

対象となる改修工事

- 次に該当する工事で工事費30万円以上であること。
- ①窓の改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化等)⇒必須工事となります。
 - ②床の断熱改修工事
 - ③天井の断熱改修工事
 - ④壁の断熱改修工事
- ※①窓の改修工事とあわせて行う工事で、それぞれの部位が現行の省エネ基準に適合すること。

減額される期間

省エネ改修工事の時期	減額の期間
平成23年4月1日～平成25年3月31日	申告の翌年度から1年間

申請方法

改修後3カ月以内に省エネ改修に適合した証明書や工事領収書の写し、工事に要した費用の明細書、工事写真等を添えて、次の問合せ先まで申請してください。

問 合 せ 税務住民課 資産税係 ☎83-1224

耐震改修工事を行った住宅に対する減額措置

近年、多発する地震に対して、現行の耐震基準を満たした住宅を増やすことを目標に、一定の改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置があります。

※ただし、併用住宅の場合は、居住部分の面積割合が1/2以上であること

減額される要件

- ①昭和57年1月1日現在、完成していた住宅であること。
- ②建築基準法に基づく、現行の耐震基準に適合した30万円以上の改修工事であること。

減額される範囲と額

- ①床面積が120㎡以下の場合
…減額対象に相当する固定資産税の1/2が減額されます。
- ②床面積が120㎡以上280㎡以下の場合
…120㎡に相当する部分の固定資産税の1/2が減額されます。
※なお、120㎡を超える部分は減額されません。

減額される期間

耐震改修工事の時期	減額の期間
平成23年4月1日～平成24年12月31日	申告の翌年度から2年間

申請方法

改修工事後3カ月以内に現行耐震基準に適合した証明書、工事領収書等を添えて、次の問合せ先まで申請してください。

問 合 せ 税務住民課 資産税係 ☎83-1224

平成23年度 松田町障害児者ふれあい会の参加者募集！

地域の皆さんとふれあい会(簡単な手作り品の作製)を開催します。申し込み方法は次のとおりです。多くの方の参加をお待ちしています。

日 時 11月19日(土) 13:15～
場 所 町健康福祉センター 2階 機能訓練室
参加対象者 町在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者とその付き添いの方
定 員 50人(参加費無料) ※定員になり次第締切
申し込み方法 11月11日(金)までに、電話またはFAXにて、氏名、住所、電話番号、車椅子の有無をお伝えください。
申し込み・問合せ 町社会福祉協議会 ☎82-0294/FAX82-9241

家屋を取り壊した方へ

家屋滅失の届出をお願いします

固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税されます。
今年中に家屋を取り壊した方は、税務住民課まで家屋滅失届を提出してください。届出がないと、誤って課税されることがありますのでご注意ください。
なお、法務局に滅失登記の手続きが済んでいる方は、届出の必要はありません。
※届出の書類は税務住民課にあります。

問 合 せ 税務住民課 資産税係 ☎83-1224

「みんなでアート 元気に足柄」 ワークショップ参加者募集！

アートやまちづくりに関心のある方や活動されている方、そして今回初めての方も十分参加していただける内容です。ふるってご応募ください。

会 場 町民文化センター 展示ホール(懇親会は別会場)
日 時 11月26日(土) 13:00～17:00(終了後懇親会～20:00)
費 用 無料(懇親会は参加費別途3,000円程度)
定 員 100人 ※11月15日(火)締切
応募・問合せ ASHIGARA アートプロジェクト推進室 ☎045-664-3731
ホームページ <http://ashigarart.jp>
メール info@ashigarart.jp

頑張ってくれる
従業員のために…



そんな社長さんの思いを、
国の退職金制度「中退共」がサポートします。

● 掛金を助成 ● 全額非課税 ● カンタン管理

——— 家族従業員の加入もOK! ———

平成23年1月から同居の親族のみを雇用する
事業所も加入できるようになりました。

詳しくはホームページをご覧ください。

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL (03)3436-0151(代表) FAX (03)3436-0400

母と子のふれあい広場のお誘い

町母子保健推進員企画運営によるふれあい広場を開催します。遊びを通して親子のスキンシップを図りませんか?
広い場所でからだを動かして元気に遊びましょう。

日 時 11月15日(火) 10:00～11:15
テ ー マ からだを動かして元気に遊ぼう!
場 所 中里かなん沢地域集会施設
対 象 1歳半～3歳のお子さんとお母さん
※お母さんのご都合の悪い方はお父さん、おじいちゃん、おばあちゃんの方も大歓迎です。
申し込み 当日、受付をしますので、お気軽にご参加ください。
問 合 せ 健康福祉課 健康づくり係 ☎83-1226

「女性の人権ホットライン」強化週間

女性をめぐるさまざまな人権問題について、県人権擁護委員連合会の人権擁護委員による電話相談の強化週間を実施します。
夫・パートナーからの暴力やセクハラなど、女性にかかわるいろいろな心配事や困っている問題について相談をお寄せください。

期 間 11月14日(月)～11月20日(日)
時 間 8:30～19:00 ※ただし、土・日曜日は10:00～17:00
問 合 せ 全国共通 ☎0570-070-810(最寄りの法務局支局につながります。)
そ の 他 相談は無料で、秘密は厳守します。

足柄上地域青少年講演会

日 時 11月23日(水・祝日) 13:30～15:30
場 所 足柄上合同庁舎 2階 大会議室
対 象 小学生以上の保護者と一般住民
内 容 「知っていますか?子どものネットあそび」
～インターネットやケータイ利用、保護者の無知が危険を招く～
講 師 田島 和彦 氏
申し込み・問合せ 足柄上地区県政総合センター 総務部 県民・安全防災課
☎83-5111(内線247) ☆参加費無料
※11月15日までに電話でお申し込みください。

麦を使ったアレンジメントを作りましたよ! ママたちのためのリフレッシュ講座(第5回)

日 時 12月2日(金) 10:00～12:00
場 所 子育て支援センター
講 師 瀬戸 清美 氏(松田町ハーブガーデン工房春楽花人)
料 金 1,000円(材料費・ハーブティー代金)
託 児 ファミリー・サポート松田支援会員による託児を行います。
(託児は無料です。生後6カ月以上のお子さんをお預かりします。)
申し込み受付期間 11月10日(木)～17日(木) ※先着順
申し込み・問合せ 子育て支援センター ☎83-3088